

岩手県市町村総合事務組合規則第3号（令和元年5月15日公布）

市町村消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則

市町村消防団員等公務災害補償条例施行規則（平成元年岩手県市町村総合事務組合規則第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分又は太線で囲まれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分又は太線で囲まれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正前			改正後		
別表第4（第9条の5関係）			別表第4（第9条の5関係）		
介護を要する状態の区分	介護を受けた日の区分	金額	介護を要する状態の区分	介護を受けた日の区分	金額
常時介護を要する状態	(1) 一の月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（次号に掲げる場合を除く。）	その月における介護に要する費用として支出された費用の額（その額が <u>105,290円</u> を超えるときは、 <u>105,290円</u> ）	常時介護を要する状態	(1) 一の月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（次号に掲げる場合を除く。）	その月における介護に要する費用として支出された費用の額（その額が <u>165,150円</u> を超えるときは、 <u>165,150円</u> ）
	(2) 一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が <u>57,190円</u> 以下であるときに限る。）	月額 <u>57,190円</u> （新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあつては、介護に要する費用として支出された額）		(2) 一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が <u>70,790円</u> 以下であるときに限る。）	月額 <u>70,790円</u> （新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあつては、介護に要する費用として支出された額）
随時介護を要する状態	(1) 一の月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（次号に掲げる場合を除く。）	その月における介護に要する費用として支出された費用の額（その額が <u>52,650円</u> を超えるときは、 <u>52,650円</u> ）	随時介護を要する状態	(1) 一の月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（次号に掲げる場合を除く。）	その月における介護に要する費用として支出された費用の額（その額が <u>82,580円</u> を超えるときは、 <u>82,580円</u> ）
	(2) 一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が <u>28,600円</u> 以下であるときに限る。）	月額 <u>28,600円</u> （新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあつては、介護に要する費用として支出された額）		(2) 一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が <u>35,400円</u> 以下であるときに限る。）	月額 <u>35,400円</u> （新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあつては、介護に要する費用として支出された額）

改正前

別記様式第5号(第8条関係)

事故状況等証明書		年月日	
岩手県市町村総合事務組合管理者 殿 下記事項は事実と相違ないことを証明します。		市町村長等氏名 回	
種別	<input type="checkbox"/> 海防団員 <input type="checkbox"/> 水防団員 <input type="checkbox"/> 消防作業従事者 <input type="checkbox"/> 水防従事者 <input type="checkbox"/> 応急措置従事者 <input type="checkbox"/> 救急業務協力者	住所	氏名 (男・女)
非常勤消防団員等		生年月日	大・昭・平 年月日(歳)
職業名	(詳細に)	発生の場所	生発日時 年月日 午前/午後 時/分
種別	<input type="checkbox"/> 消火 <input type="checkbox"/> 水防 <input type="checkbox"/> 訓練 <input type="checkbox"/> 整備補修 <input type="checkbox"/> レクリエーション <input type="checkbox"/> 消火等往還路 <input type="checkbox"/> その他	発生の原因・状況	
補償基礎額	円	配偶者の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
基礎額	階級	氏名	生年月日(歳)
勤務年数	年	大・昭・平	年月日(歳)
扶養加算額(特別加算)	円×1人=円	大・昭・平	年月日(歳)
扶養親族	円×1人=円	大・昭・平	年月日(歳)
扶養親族	円×1人=円	大・昭・平	年月日(歳)
扶養親族	円×1人=円	大・昭・平	年月日(歳)
※ 消防作業従事者等の過去1年間の収入金額(休業補償費等(療養補償費及び介護補償費を除く。))を請求する場合は、別紙を添付してください。			
階級	期間	階級	期間
消防団員又は水防団員		上記のとおり在職していたことを証明します。	
		年月日	
		消防(水防)団の名称	
		任命権者の氏名	
※ 補償基礎額 円 ※ 決定 <input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認			

【注意事項】

- ※印の欄は、記入しないこと。また、該当する「」にレ印を記入すること。
- この証明書は、別記様式第4号の損害補償費支払請求書に添付すること。ただし、初回請求において既に提出している場合はその必要がないこと。
- 「男・女」、「大・昭・平」及び「午前・午後」については、該当するものを口で囲むこと。
- 「基礎額」の欄には、非常勤消防団員又は非常勤水防団員にあっては条例第5条第2項第1号に規定する基礎額の算定の基礎となった階級、勤務年数及び額を、消防作業従事者等にあっては条例第5条第2項第2号に規定する平均収入日額(別紙「消防作業従事者等の過去1年間の収入金額票」を基礎として算定した日額)を記入すること。
- 「扶養加算額」の欄には、条例第5条第3項に規定する額を記入すること。
- 「扶養親族」の欄には、扶養加算の対象となった扶養親族に関する事項について記入し、重度心身障害者については、その旨を続柄の下に注記すること。
- この証明書に添付する書類
  - 条例第22条の規定に該当する場合においては、その事実を証する書類
  - 消防作業従事者等で休業補償費等(療養補償費及び介護補償費を除く。)を請求する場合には、別紙「消防作業従事者等の過去1年間の収入金額票」を添付すること。
  - 扶養親族のうち非常勤消防団員等と婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者については、その事実を証する書類
  - 扶養親族のうち重度心身障害者については、重度心身障害の部位及び労働能力喪失の程度についての医師の診断書若しくはそのことを証する書類又はこれらの写し
  - 非常勤消防団員の事故が水火災その他の災害に係る本来の任務以外の祭礼、イベントへの参加等による場合(防火警備を目的とした場合を除く。)には、消防団長の出勤命令書
  - 非常勤消防団員の事故が消防団のレクリエーション行事によるものである場合には、次に掲げる書類
    - その行事が消防団の年間行事計画にあらかじめ組み込まれていたことを証する書類(年間行事予定表の写し等)
    - その行事を団長が企画、立案したことを証する書類

改正後

別記様式第5号(第8条関係)

事故状況等証明書		年月日	
岩手県市町村総合事務組合管理者 殿 下記事項は事実と相違ないことを証明します。		市町村長等氏名 回	
種別	<input type="checkbox"/> 海防団員 <input type="checkbox"/> 水防団員 <input type="checkbox"/> 消防作業従事者 <input type="checkbox"/> 水防従事者 <input type="checkbox"/> 応急措置従事者 <input type="checkbox"/> 救急業務協力者	住所	氏名 (男・女)
非常勤消防団員等		生年月日	大・昭・平 年月日(歳)
職業名	(詳細に)	発生の場所	生発日時 年月日 午前/午後 時/分
種別	<input type="checkbox"/> 消火 <input type="checkbox"/> 水防 <input type="checkbox"/> 訓練 <input type="checkbox"/> 整備補修 <input type="checkbox"/> レクリエーション <input type="checkbox"/> 消火等往還路 <input type="checkbox"/> その他	発生の原因・状況	
補償基礎額	円	配偶者の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
基礎額	階級	氏名	生年月日(歳)
勤務年数	年	大・昭・平	年月日(歳)
扶養加算額(特別加算)	円×1人=円	大・昭・平	年月日(歳)
扶養親族	円×1人=円	大・昭・平	年月日(歳)
扶養親族	円×1人=円	大・昭・平	年月日(歳)
扶養親族	円×1人=円	大・昭・平	年月日(歳)
※ 消防作業従事者等の過去1年間の収入金額(休業補償費等(療養補償費及び介護補償費を除く。))を請求する場合は、別紙を添付してください。			
階級	期間	階級	期間
消防団員又は水防団員		上記のとおり在職していたことを証明します。	
		年月日	
		消防(水防)団の名称	
		任命権者の氏名	
※ 補償基礎額 円 ※ 決定 <input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認			

【注意事項】

- ※印の欄は、記入しないこと。また、該当する「」にレ印を記入すること。
- この証明書は、別記様式第4号の損害補償費支払請求書に添付すること。ただし、初回請求において既に提出している場合はその必要がないこと。
- 「男・女」及び「午前・午後」については、該当するものを口で囲むこと。
- 「基礎額」の欄には、非常勤消防団員又は非常勤水防団員にあっては条例第5条第2項第1号に規定する基礎額の算定の基礎となった階級、勤務年数及び額を、消防作業従事者等にあっては条例第5条第2項第2号に規定する平均収入日額(別紙「消防作業従事者等の過去1年間の収入金額票」を基礎として算定した日額)を記入すること。
- 「扶養加算額」の欄には、条例第5条第3項に規定する額を記入すること。
- 「扶養親族」の欄には、扶養加算の対象となった扶養親族に関する事項について記入し、重度心身障害者については、その旨を続柄の下に注記すること。
- この証明書に添付する書類
  - 条例第22条の規定に該当する場合においては、その事実を証する書類
  - 消防作業従事者等で休業補償費等(療養補償費及び介護補償費を除く。)を請求する場合には、別紙「消防作業従事者等の過去1年間の収入金額票」を添付すること。
  - 扶養親族のうち非常勤消防団員等と婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者については、その事実を証する書類
  - 扶養親族のうち重度心身障害者については、重度心身障害の部位及び労働能力喪失の程度についての医師の診断書若しくはそのことを証する書類又はこれらの写し
  - 非常勤消防団員の事故が水火災その他の災害に係る本来の任務以外の祭礼、イベントへの参加等による場合(防火警備を目的とした場合を除く。)には、消防団長の出勤命令書
  - 非常勤消防団員の事故が消防団のレクリエーション行事によるものである場合には、次に掲げる書類
    - その行事が消防団の年間行事計画にあらかじめ組み込まれていたことを証する書類(年間行事予定表の写し等)
    - その行事を団長が企画、立案したことを証する書類

附 則

- この規則は、公布の日から施行し、改正後の別表第4の規定は、平成31年4月1日から適用する。
- この規則による改正後の別表第4の規定は、平成31年4月1日以後の期間に係る介護補償の額について適用し、同日前の期間に係る介護補償の額については、なお従前の例による。